

10月1日(土)は、国勢調査

あなたの調査票には、大切な未来がつまっています

いよいよ十月一日(土)、全国一斉に国勢調査が行われます。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象になる大規模な統計調査です。調査の際は、市民の皆さんのご協力をお願いします。

調査員が伺います

九月下旬から、調査員が皆さんの自宅に伺い、世帯ごとに調査票を配ります。調査票がお手もとに届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで、ふだん住んでいる人を漏れなく記入してください。

記入内容は十月一日現在のもの

ふだん住んでいる人とは、十月一日現在、すでに三か月以上市内に住んでいる人および十月一日の前後を通じて三か月以上

にわたって住むことになっている人をいいます。

調査する内容は、世帯全員の男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類など、全部で十七項目です。十月一日現在の状況を記入してください。

記入は黒の鉛筆で

調査票は、主に「マーク・数字記入形式」になっています。該当する項目の下に付けられた○印を黒鉛筆で塗りつぶしたり、数字を記入したりして回答してください。また、集計は機械処理しますので、調査票を折ったり汚したりしないように注意してください。

調査票は、一枚で四人まで記入できます。ふだん住んでいる人が五人以上の場合には、別の調査票に続けて記入してください。

調査票は調査員へ渡してください

記入した調査票は、調査員が受け取りに伺います。留守にするときは、あらかじめ調査員にお知らせください。

調査票は、調査票といっしょ

に配布される封筒に入れ、裏面のテープで封をして調査員に渡すこともできます。この場合、調査票は封をしたまま市に提出されます。

記入された内容は、統計法によって厳重に守られます。他に漏れたり、統計を作成する以外の目的に使われることは、絶対にありません。

将来の暮らしのデータ

現在、日本は少子・高齢化が急速に進んでいます。これから暮らしやすいまちを作っていくためには、住宅・福祉・医療など、さまざまな分野での対応が必要になります。国勢調査の結果は、こうした私たちの将来の生活を支える貴重なデータになります。

国勢調査Q&A

Q 調査員はどんな人のですか？

A 調査票を配布・回収する国勢調査員は、市長の推薦により総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

問い合わせ：情報統計課統計

係・TEL内線2264

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●道路位置指定の申請が有料になります 建築指導課管理係・TEL内線3241

10月1日(土)から、建築基準法に基づく道路の位置の指定、変更または廃止の申請手数料が5万円かかることになります。

●がん征圧月間 総合保健センター健康増進係・TEL229-4121

9月は、がん征圧月間です。がん予防は、規則正しい生活習慣を心がけることから。また、年に1回は検診を受け、早期発見・早期治療に努めましょう。

●結核予防週間 保健予防課感染症係・TEL227-5102

9月24日(土)～30日(金)は結核予防週間です。結核の予防はみんなの意識改革から始まります。長引くせきは、赤信号。かぜに似た初期症状を見逃さず、早めに検査を受けましょう。

●西後楽会館入浴休止のお知らせ 西後楽会館・TEL232-6177

9月27日(火)・28日(水)、ボイラー定期性能検査のため、西後楽会館は入浴施設の利用ができません。

●埼玉県農林総合研究センター園芸教室「秋の草花園芸」 埼玉県農林総合研究センター鶴ヶ島試験地・TEL285-2206

10月5日(水)、午後1時30分～3時。同試験地(鶴ヶ島市)。先着30人。申し込みは、9月26日(月)、午前9時から電話で同試験地。詳しくは、お尋ねください。

9月10日は「屋外広告の日」

～ルールを守って美しいまちを～

●川越市屋外広告物条例の基準を守りましょう

私たちの住むまちにはポスター・立て看板・サインポール・広告板など大小を問わず多種多様な屋外広告物が出されています。

優れたデザインセンスのある屋外広告物は、身近な情報源として有益であるとともにまちににぎわいや活気をもたらします。その反面、無秩序・無制限に出されると広告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然やまちの持つ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊など思わぬ災害を招くこともあります。

そこで市では、屋外広告物法とこれに基づく川越市屋外広告物条例によって屋外広告物について必要な規制を行っています。これらの法令の基準を守って適正な状態で屋外広告物を出してください。

●公道上の電柱・道路標識などには、立て看板等を設置できません

公道上に立て看板・はり紙・はり札・広告旗などが無秩序に出されると、まちの景観を乱すだけではなく、通行する方に対しても危害を与えることが心配されます。広告主・広告業者の皆さんは、公道上に違反広告物を出さないでください。

これらの違反広告物については、市の職員や委託したシルバー人材センターによる定期的な撤去を行っていましたが、それだけでは撤去しきれない状況です。

●「違反広告物簡易除却推進団体員制度」

そこで市では「違反広告物簡易除却推進団体員制度」を設け、市民の皆さんに違反屋外広告物の簡易除却の権限を委任しました。その結果、中心市街地周辺のほか、山田・霞ヶ関・大東地区など22団体・165人の皆さんが登録しました。

各団体とも熱心な方が多く、はり札や立て看板はもちろんのこと、はがしづらいはり紙が多数撤去され、多大な効果をあげています。

違反広告物のない美しいまちになれば、より多くの人々が川越に魅力を感じるようになります。それは、川越で事業を行う皆さんの発展へつながるはずです。

9月10日の「屋外広告の日」をきっかけに、市民や業者の皆さんと行政が一体となって美しいまち・川越を実現させるため、ご協力をお願いします。

問い合わせ…まちづくり計画課都市景観係・TEL内線3215



この腕章が、
除却推進団体員の目印です

川越市屋外広告物講習会を開催します

日時…11月16日(水)・17日(木) (両日の出席が必要)

会場…埼玉教育会館 (さいたま市)

内容…屋外広告物に関する法令・表示の方法・施工について

対象…屋外広告業を営む方

定員…先着120人

経費…3,000円 (川越市収入証紙)

申込書配布場所…まちづくり計画課 (本庁舎5階) ・さいたま市都市計画課・埼玉県建築指導課・各県土整備事務所

申し込み…10月3日(月)～14日(金) (土・日曜日、祝日を除く) に申込書に必要事項を記入し、まちづくり計画課に直接持参 (郵送不可)

問い合わせ…まちづくり計画課都市景観係・TEL内線3215